

平成 17 年度工事定期監査の結果に基づき講じた措置(産業振興局・建設局・都市計画総局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計・積算 設計</p>		
<p>ア しがら工の横鉄筋つなぎ</p> <p>本工事は、北区「しあわせの森」北側の長大法面を緑地基盤として整備する工事である。</p> <p>法面の客土を保持するために「しがら工」を施工しているが、その横鉄筋(D16)は、1本を10mとして、0.9mピッチで配置されている縦鉄筋に溶接され、その端部で0.5m ずつ重ね合わせ(重ね継手)ている。しかし、縦鉄筋に端部を合わせて溶接すれば、重ねる必要もなく、横鉄筋の量を低減できたものである。</p> <p>経済性に留意した設計をすべきであった。</p> <p>(建設局公園砂防部施設課)</p> <p>[No.10 しあわせの森北側緑地基盤整備工事その5]</p> <p>イ のり面のすべり検討</p> <p>本工事は、山腹の斜面崩壊を防止するための対策工事である。その対策工法の検討にあたっては、基準では「のり肩部」と「のり中間部」の崩壊について検討することになっているが、現地斜面の形状から、「のり肩部」のみを検討し対策工を決定したものである。</p> <p>本工事の場合、施工後に実施した「のり中間部」の検討でも、対策工に問題が生じることがなかったものの、問題が生じる可能性もあった。</p> <p>今後、同様な対策工の決定にあたっては、必要な手順・検討を当初から講じるべきである。</p> <p>基準:「フリーフレーム工法 設計・施工の手引き(フリーフレーム協会)</p> <p>(建設局公園砂防部施設課)</p> <p>[No.12 再度谷地内山腹工事]</p>	<p>しがら工における横鉄筋の継ぎ方法については基準がないため、端部の重ねによる設計を行った。</p> <p>今後の設計においては、明確な基準の無いものについても工法の比較検討を行い、経済性に留意した設計に努めるよう、平成18年1月26日の事務所連絡会議(建設事務所公園緑地係長会)において周知徹底した。</p> <p>斜面崩壊の対策工の決定にあたっては、基準書等の手順に従い、検討を実施していくことを平成18年1月24日の係内会議にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計・積算 設計</p>		
<p>ウ インターロッキングの使用</p> <p>本工事は、兵庫区の湊川公園の外周の植栽帯等を改修する工事である。その舗装材としてインターロッキング製品を使用している。</p> <p>「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(グリーン調達法)の促進から本市においては再生材を積極的に使用することとし、重要物品を規定している。その中で、舗装材であるインターロッキング製品については、事業ごとの特性、必要と思われる強度、機能の確保等に留意しつつ、下水汚泥を再生利用した神戸市下水汚泥焼却灰入認定製品の調達を積極的に推進することになっている。</p> <p>規定された認定製品を使用すべきであった。 (建設局中部建設事務所) [No.21 湊川公園改修工事]</p>	<p>インターロッキング製品については神戸市下水汚泥焼却灰入認定製品の使用を徹底するよう平成 18 年 1 月 26 日の事務所連絡会議(建設事務所公園緑地係長会)において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計・積算 設計</p>		
<p>エ ユニバーサルデザインへの配慮</p> <p>本工事は、兵庫区の湊川公園の外周の植栽帯等を改修する工事である。</p> <p>公園改修で延長2.1mのスロープの勾配が11%(基準では、やむを得ない場合で8%以下)になった箇所があった。これは設計変更でもう一箇所スロープを増やすために追加で行った工事であり、段差解消のためのスロープ化は評価できるが、設置位置については特段の制約もなかったことを考えると、もう少し配慮することによって勾配や障害物の改善を図ることができたと思われる。</p> <p>ユニバーサルデザインへのより一層の配慮をすべきであった。</p> <p>ユニバーサルデザイン：「高齢者や障害者等を含むすべての人が使いやすい」という視点で整備すること</p> <p>基準：「みんなのための公園づくり ユニバーサルデザイン手法による設計指針」 (建設省都市局公園緑地課監修 日本公園緑化協会 平成11年7月) (建設局中部建設事務所) [No.21 湊川公園改修工事]</p>	<p>現在、公園砂防部を中心に神戸市公園施設のユニバーサルデザイン基準の策定を行っている。</p>	<p>措置方針等</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計・積算 設計</p>		
<p>オ 格子柵の重複</p> <p>本工事は、兵庫区の湊川公園の外周の植栽帯等を改修する工事である。</p> <p>立ち入り防止のために高さ 1.8m の格子柵を設置しているが、レンガウォール部分と独立基礎部分の一部が重複している箇所が認められた。</p> <p>必要な箇所を限定して設置すべきである。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p> <p>[No.21 湊川公園改修工事]</p> <p>カ 管理車両乗入部のインターロッキング舗装</p> <p>本工事は、垂水区の「学が丘北公園」他の公園施設の改修工事である。その中で、インターロッキング舗装を施工している。インターロッキングのブロックの厚みは歩道部 6cm と車両乗入れ部は 8cm と規定されている。本工事の管理用車両の乗入れ部は、8cm 厚のブロックを使用すべきであったが、6cm を使用したものである。</p> <p>舗装の施工にあたっては、規定仕様を確保するよう留意すべきである。</p> <p>(建設局垂水建設事務所)</p> <p>[No.23 垂水管内公園施設改修工事その1]</p>	<p>今後は、経済性に配慮したデザインを採用するよう、平成 18 年 1 月 26 日の事務所連絡会議（建設事務所公園緑地係長会）において周知徹底した。</p> <p>今後の設計においては、規定仕様を確保するよう、所属の設計担当職員全員に対し、今回の監査資料を回覧する際、所属長より、今後規定仕様の確保に留意するよう文書により周知徹底した。</p> <p>また、平成 18 年 1 月 26 日の事務所連絡会議（建設事務所公園緑地係長会）において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計・積算 設計</p>		
<p>キ 短絡電流の計算</p> <p>本工事は、ポートアイランド処理場におけるプラント電気設備の改修を行うものである。</p> <p>本工場の設計において、短絡電流を求めるための計算に使用したケーブルサイズと、設計図面に記載されたサイズとに違いがみられた。</p> <p>各種計算書の結果が、設計図面に反映されているかを十分にチェックする必要がある。</p> <p>短絡電流：電力系統で短絡が起きたときに、その短絡点に流れる最大電流で、計算により求め、遮断器の容量や、ケーブルサイズを決める際の根拠とする。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[No.33 ポートアイランド 処理場水処理電気設備工事]</p>	<p>計算書と設計図面のチェックを十分行うよう、平成 18 年 1 月 18 日の設計監督担当者会議にて周知徹底をするとともに、設計時に確認すべき事項を設備情報システム内に掲示した。</p> <p>また施工業者に対し、不整合箇所について、工期内に処置するよう指示を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>ク 機器の耐震強度の指定</p> <p>玉津処理場増設に伴うプラント設備工事において、次亜塩素酸ソーダの貯留槽の設計に際し、その機器本体の耐震強度を指定せずに発注していた。耐震強度は貯留槽の肉厚を決める重要な要素で、価格も自ずと影響するものであり、仕様は明確にすべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[34 玉津処理場塩素混和池機械設備工事]</p>	<p>仕様を明確にするよう、平成 18 年 1 月 18 日の設計監督担当者会議にて周知徹底をした。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計・積算 設計		
<p>ケ 環境への負荷の少ない物品等の調達</p> <p>神戸市ではグリーン調達方針を定め、公共工事においても、契約図書に、一定の環境負荷低減効果が認められる資材、建設機械、工法又は目的物を指定し使用を義務付けている。</p> <p>しかし、玉津処理場増設に伴う機械プラント設備工事において、そこで指定されている排水用再生硬質塩化ビニル管の使用可能な場所があるにもかかわらず、契約図書に記載していなかった。</p> <p>環境への負荷の少ない物品等の調達に努めるべきである。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課)</p> <p>[34 玉津処理場塩素混和池機械設備工事]</p> <p>コ 施工計画の検討</p> <p>本工事は、中央市民病院の防災設備を改修する工事である。</p> <p>本工事では、主要機器（火災受信機、R-P変換盤等）の更新や既設機器の撤去・仮移設などの施工計画について、設計図書で図示していた。しかし、防災設備を稼働しながら短時間で切換が必要な工事であったため、指定した施工計画とは異なる方法を採用し施工した。この結果、更新する計画であった主要機器は、既設盤を改造する形に仕様を変更したものとなった。</p> <p>既設機器の状況及び施工方法について充分調査し、より正確な施工計画による発注を行うとともに、生じた変更について設計変更すべきであった。</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備課)</p> <p>[52 中央市民病院防災監視設備改修工事]</p>	<p>用途・使用可能箇所の確認を行い、契約図書に記載するよう、平成18年1月18日の設計監督担当者会議にて周知徹底をした。</p> <p>今後は、より正確な施工計画を検討した上での発注を行うとともに、施工に変更を生じた場合は適切な設計変更処理を行うよう設計担当者に係会議（12/15）で周知徹底いたしました。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計・積算 積算</p>		
<p>ア 見積書の照査</p> <p>本工事は、高羽小学校の改築に伴う電気設備工事1式を施工するものである。</p> <p>本工事の受変電設備の積算において、メーカーの見積もりには、「変圧器等は本体（受変電設備）価格に含む」と記載されていたが、これらの機器の費用を別途計上していた。</p> <p>徴集した見積書が見積条件に合致しているか、チェックを確実にすべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部設備課） [54 高羽小学校校舎改築電気設備工事]</p> <p>イ コンクリート基礎のモルタル塗り</p> <p>玉津処理場増築に伴う建築設備工事において、電気室に設置される冷房機のコンクリート基礎の積算に際し、美観を損ねないよう表面の仕上げに、モルタル塗りの費用を計上していた。しかし、設計図及び標準図等には、モルタル塗りをするような仕様になっておらず、また、現場の施工もされておらず過大積算である。</p> <p>積算は適正に行うべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部設備課） [59 玉津処理場塩素混和池築造機械設備工事]</p>	<p>見積依頼書に記載する見積条件の確認、及び見積書徴収後の内容確認の他、積算の際のチェック・照査については確実にを行うよう係会議（12/15）で設計・積算に携わる担当者に周知徹底を行いました。</p> <p>ご指摘をいただいた後、係会議（1/13）で、設計図・標準図等を確認し、現場においては原則としてモルタル塗りを行わないこと、積算においても計上しないことを周知徹底いたしました。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)設計・積算 設計変更		
<p>ア 工期と材料の調達</p> <p>本工事は、マリニピア神戸にある台風により被災した護岸の一部（表面の装飾用ブロック）を復旧し、観光シーズン前に供用開始させるために施工されたものである。</p> <p>工期については、その材料が問題なく入手できるとの前提で設定されていたが、その材料は受注生産であり、製造に時間を要するものであった。</p> <p>そのため、請負人と協議して、別の材料を使用することとし、その設計変更をおこなっていた。その結果、工事費が増額になっていた。</p> <p>このような事態を惹き起こさないため、予め材料の調達の可否を調査し、工期の設定を含めて、適切に発注をすべきであった。</p> <p>（産業振興局農水産課）</p> <p>[5 マリニピア神戸舗装等復旧工事]</p>	<p>今後、設計段階において、材料調達の可否の調査や工期の設定を適正に行うよう、12月21日、係内設計担当職員に周知徹底しました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計・積算 設計変更</p> <p>イ 設計変更図書の整備</p> <p>本件工事は、北区における兵庫県指定重要有形文化財「内田家住宅」の保存修理工事他2件の工事である。</p> <p>それぞれの工事では、変更項目の多い設計変更が行なわれている。その設計変更内訳書と設計変更の図面や仕様書を見てみると、「内田家住宅」保存修理工事では、鉄筋コンクリート造防火水槽の配筋図等構造図が、児童館新築工事では、警備員、バルコニータラップ、アルミ片開き門扉、体育倉庫樋新設が、更に心身障害福祉センターの改修工事では、天井スパンドレルの撤去、貼り、フッ素樹脂塗装、1階ピロティ塗床の設計変更が見られる。</p> <p>しかし、設計変更の図面や仕様書には、それらの記載が見当たらない。</p> <p>工事記録を見てみるとそれぞれ設計変更となっており変更自体は認められるが、設計変更の図面や仕様書は、設計変更の内容がわかり、かつ変更増減の積算ができる必要がある。</p> <p>設計変更の図面や仕様書の記載は、明確に表現すべきである。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[38 兵庫県指定重要有形文化財「内田家住宅」保存修理工事その2]</p> <p>[39 本山児童館新築工事]</p> <p>[44 心身障害福祉センター外壁等改修工事]</p>	<p>指摘をいただいた後、課内会議(1/18)で指摘内容の確認を行い、設計変更時のみにかかわらず、図面及び仕様書と内訳書の内容に相違がないかを照査・確認することを周知徹底いたしました。</p> <p>尚、設計変更については、図面・変更内訳明細書・打合せ簿・指示簿等の整合性のチェックにおいて、係長及び担当者による二重照査の徹底を図ることといたしました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)契約		
<p>ア 請負代金の支払い遅延</p> <p>神戸市工事請負契約約款によると、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払うこととなっている。また、製造その他請負契約約款では 30 日以内となっている。</p> <p>しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち 60 日を越えているものがあった。</p> <p>請負業者と連携を密にし、支払に係る所定の手続を、すみやかに進められたい。</p> <p>(産業振興局農林土木課)</p> <p>[No.7 淡河地区盛土工事(その67)]</p>	<p>請負代金の支払いについて、請負業者と連携を密にし、支払いに係る手続を定められた期間内に進めるよう、12月15日付けの文書により課内の職員に周知徹底しました。</p>	措置済
<p>ア 請負代金の支払い遅延</p> <p>神戸市工事請負契約約款によると、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払うこととなっている。また、製造その他請負契約約款では 30 日以内となっている。</p> <p>しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち 60 日を越えているものがあった。</p> <p>請負業者と連携を密にし、支払に係る所定の手続を、すみやかに進められたい。</p> <p>(建設局公園砂防部森林整備事務所)</p> <p>[No.14 背山緑化事業]</p>	<p>契約約款に基づき、速やかな支払い事務を行うよう、担当職員に周知徹底した。</p> <p>また、平成 18 年 1 月 26 日の事務所連絡会議(建設事務所公園緑地係長会)において周知徹底した。</p> <p>なお、平成 17 年度については、速やかに事務を進めています。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)契約</p> <p>ア 請負代金の支払い遅延</p> <p>神戸市工事請負契約約款によると、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから40日以内に支払うこととなっている。また、製造その他請負契約約款では30日以内となっている。</p> <p>しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち60日を越えているものがあつた。</p> <p>請負業者と連携を密にし、支払に係る所定の手続を、すみやかに進められたい。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.41 下畑台小学校外壁その他改修工事]</p> <p>(都市計画総局建築技術部設備)</p> <p>[No.57 玉津中学校耐震補強その他機械設備工事]</p>	<p>指摘をいただいた後、課内会議(1/18)で指摘内容の確認を行い、今後の適切な対応方法について課内に周知徹底いたしました。</p> <p>その後、請負代金の支払いに係る手続きについては、書類の提出や資料の確認等、請負業者との連携を密に行い、支払いに係る手続きを速やかに行うよう努めております。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)契約		
<p>イ 特記仕様書（イメージアップ）の記載方法</p> <p>本工事は、緑地の基盤整備工事ならびに公園施設の補修、改修工事 3 件の工事である。</p> <p>これらの工事のイメージアップの実施について特記仕様書で規定しているが、設計書を見ないと実施の判断ができないものとなっている。特記仕様書で実施の旨を明確にすべきである。</p> <p>イメージアップ：</p> <p>工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等のイメージアップを対象とし、工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、イメージアップを必要とする場合に適用される。</p> <p>（建設局公園砂防部施設課）</p> <p>[No.10 しあわせの森北側緑地基盤整備工事その 5]</p> <p>（建設局北建設事務所）</p> <p>[No.22 北管内公園施設補修工事その 1]</p> <p>（建設局垂水建設事務所）</p> <p>[No.23 垂水管内公園施設改修工事その 1]</p>	<p>特記仕様書からイメージアップの記載を削除し、必要な場合には、その都度、必要事項を記載する方法に変更した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)契約		
<p>ウ 止水性の長期保証</p> <p>本市で設置する耐震性防火水槽は、本市の事前審査を受け、認定された製造会社のものを使用することになっている。しかし、その止水性の仕様は、製造会社によって様々であり、本市においても規定はしていない。</p> <p>この止水性については、一応、消防局の漏水検査により担保されるが、これは施工完了後2週間の漏水の有無の確認をするものであり、将来止水材等が経年劣化する場合の長期間に亘る止水性については保証されていない。</p> <p>止水性の仕様を製造会社に委ねる場合、長期の止水性についても担保させるべく、保証期間を設ける等の契約内容とすべきである。</p> <p>(建設局公園砂防部施設課)</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[16 六甲道南公園耐震性防火水槽新設工事]</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[18 妙法寺川左岸公園防火水槽設置工事]</p>	<p>他都市の状況を調査しながら、10年程度の漏水保証を特記仕様書で条件付けるよう検討していきたい。</p>	<p>措置方針等</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3)施工・監督 施工</p>		
<p>ア 透水管まわりの砕石</p> <p>本工事は、北区「しあわせの森」北側の長大法面を緑地基盤として整備する工事である。</p> <p>透水管を地中に埋設している。その施工にあたっては、排水性の確保から、地中に設置する透水管の回りを砕石で埋め戻すこととなっている。</p> <p>しかし、透水管の埋戻し位置が適切でなく、砕石の規定の厚みが確保されていないところが一部認められた。</p> <p>規定の厚みが確保されるよう施工すべきであった。</p> <p>(建設局公園砂防部施設課)</p> <p>[No.10 しあわせの森北側緑地基盤整備工事その5]</p>	<p>当該施工不良箇所については手直し工事を1月上旬に行った。</p> <p>今後は、施工時の立会いを出来る限り実施し、設計どおりの施工が行われるよう請負業者への指導を徹底するとともに、適切な工事監督に努める。</p>	<p>措置済</p>
<p>イ 作業写真の整備</p> <p>管理作業については、作業行為の確認として監督員が作業後の状況を現地で確認するほか、請負人から作業写真を提出させている。具体的には、各作業ごとに作業着手前、作業完了後(さらに場合によっては、作業中)の写真の提出を義務付け、これらをもとに作業行為の確認を行っている。</p> <p>しかし、本管理作業においては、作業完了後の写真の撮り忘れ、作業中の写真内容の不備等が多数見受けられた。作業写真は、作業の確認として、検査、支払いに大きく関わるものであり、その不備については厳格に処理されるべきである。今後、同様の不備が生じないように指導を徹底するとともに、効果的な方策について検討されたい。</p> <p>(建設局西建設事務所)</p> <p>[No.27 西管内公園管理作業(その1)]</p>	<p>今後は、提出期限を遵守させるよう常に指導するとともに、写真の提出に遅延や不備があった場合は、口頭だけではなく、必ず書面にて厳重に注意するよう担当職員に周知徹底した。</p> <p>また、平成18年1月26日の事務所連絡会議(建設事務所公園緑地係長会)において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p align="center">(3)施工・監督 施工</p>		
<p>ウ 残土等運搬の過積載</p> <p>本件工事は、長田区の池田上町における小学校校舎改築工事他1件の工事である。</p> <p>工事によって発生する建設残土及びコンクリートガラの運搬にあたっては、法令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要がある。しかし、処分先の伝票によると、過積載となっている事例が認められた。</p> <p>運搬積載状況の確認方法の一つとして、処分先伝票等を取り入れるなどし、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要がある。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.37 池田小学校校舎改築工事]</p> <p>[No.43 高羽小学校校舎改築工事]</p>	<p>ご指摘をいただいた後、課内会議(1/18)で指摘内容の確認を行い、今後の適切な対応方法について課内に周知徹底いたしました。</p> <p>建設残土等の過積載については、現在行っている年4回の過積載防止のための一斉調査時の点検に加え、土工事等、残土の排出が行われる工事の開始時及び中間時に現場確認、処分先伝票の確認等を行い、法令遵守の徹底を図っていきます。</p>	<p>措置済</p>
<p>エ 足場作業床の幅</p> <p>本工事は、灘区の高羽町における小学校校舎改築工事である。</p> <p>本工事の工事現場において、2階の突き出し作業床で、敷板2枚が敷ける幅のところに、敷板1枚(幅24cm)で防護網も無かった。</p> <p>労働安全衛生規則によると、作業床の幅は40cm以上とし、床材間のすき間は3cm以下とする必要がある。</p> <p>労働安全衛生規則を厳守し、現場の安全管理の徹底が必要である。</p> <p>(都市計画総局建築技術部建築課)</p> <p>[No.43 高羽小学校校舎改築工事]</p>	<p>指摘をいただいた後、現場での安全管理、法令等の遵守について、課内会議(1/18)で周知徹底いたしました。</p> <p>今後は、安全パトロールの回数を増やし、請負人の安全管理への注意喚起を図るよういたします。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3)施工・監督 施工</p>		
<p>オ 保温材の材質</p> <p>仕様書によると、空調機（クーラー）の排水管（ドレン管）の施工の際、結露対策として断熱材による保温を行うことになっている。</p> <p>しかし、池田小学校校舎改築に伴う給排水空調設備工事のうち、給食室内の保温施工に際し、共通仕様書に指定されている材質以外の断熱材で施工されていた。</p> <p>適切な施工を行うべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部設備課）</p> <p>[49 池田小学校校舎改築機械設備工事]</p>	<p>ご指摘をいただいた後、係会議（1/13）で、設計図、共通仕様書等を確認し、共通仕様書で指定されている材質で施工するよう周知徹底いたしました。</p>	<p>措置済</p>
<p>カ 照明柱の基礎</p> <p>本工事は、王子陸上競技場にナイター照明設備（4基：各基は2本の柱で構成）の他、関連設備を新設する工事である。その柱の基礎根入れの設計及び工事において、施工方法を含めた検討が不十分のため、次のような不備がみられた。</p> <p>(1)最初の柱の基礎コンクリートを打設中に、さや管が変形したため工事が中断し、コンクリートを打ち継ぎしていた。</p> <p>(2)同様に基礎コンクリートの上部鉄筋の上に根かせ（L型鋼）を設置していたが、そのコンクリート被り厚の確認がされていないものがあった。</p> <p>(3)さや管内外の締め固め処理状況が確認されていないものがあった。</p> <p>基礎工事は照明柱の重要な部分であるため、基礎部の構造及び施工方法を充分検討し適切に施工すべきである。</p> <p>（都市計画総局建築技術部設備課）</p> <p>[53 王子陸上競技場 ナイター照明他設備工事]</p>	<p>大規模な照明柱の基礎工事のような重要な部分については、建築・土木等部内関係各課とも密に連携し、施工方法等十分な検討・確認を行うよう徹底します。また施工確認については監督員の立会い、もしくは施工手順に合わせて、的確に施工写真で記録するなど、より適切な施工監理を行うよう係会議（12/15）で徹底しました。</p> <p>また指摘の基礎におきましては、コンクリートの増し打ちを行い、被り厚等補強を行いました。</p> <p>（3/8 措置完了）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3)施工・監督 監督</p>		
<p>ア 建設リサイクル法の事後通知ならびに未通知</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)第11条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)を使用もしくは排出する工事については、発注者が工事の着手以前に、必要事項を神戸市長に通知しなければならない。しかし、事後通知ならびに未通知となっていた工事があった。</p> <p>建設リサイクル法を遵守し、適切に処理すべきである。</p> <p>事後通知の工事 (産業振興局農林土木課)</p> <p>[No.6 淡河地区ほ場整備工事(16-1)]</p>	<p>建設リサイクル法の通知の必要なものについては、工事着手予定日までに通知するよう、12月15日付の文書により課内の職員に周知徹底するとともに、工事一覧表によりチェックする体制を取りました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3)施工・監督 監督</p>		
<p>ア 建設リサイクル法の事後通知ならびに未通知</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)第11条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)を使用もしくは排出する工事については、発注者が工事の着手以前に、必要事項を神戸市長に通知しなければならない。しかし、事後通知ならびに未通知となっていた工事があった。</p> <p>建設リサイクル法を遵守し、適切に処理すべきである。</p> <p>事後通知の工事 (建設局公園砂防部施設課) [No.10 しあわせの森北側緑地基盤整備工事その5] [No.13 舞子東海浜緑地災害復旧工事] (建設局東部建設事務所) [No.15 六甲道南公園公園整備工事] [No.16 六甲道南公園耐震性防火水槽新設工事] (建設局北建設事務所) [No.22 北管内公園施設補修工事その1] (建設局下水道河川部工務課) [No.32 ホートアイランド処理場再生水電気設備工事その2]</p> <p>未通知の工事 (建設局公園砂防部森林整備事務所) [No.14 背山緑化事業]</p>	<p>建設リサイクル法を遵守し、適切な処理に努めるよう、平成18年1月26日の事務所連絡会議(建設事務所公園緑地係長会)において周知徹底した。</p> <p>(建設局下水道河川部工務課) 管理台帳を作成し、担当者が届出の確認を行うよう、平成18年1月18日の設計監督担当者会議にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p data-bbox="236 371 491 405">(3)施工・監督 監督</p> <p data-bbox="236 421 568 454">イ 公共残土搬入券の取り扱い</p> <p data-bbox="236 472 823 786">本工事は、北区淡河地区における「ほ場整備事業」で造成された農道の一部を舗装したものである。その中で公共残土を処分している。公共残土の処分は、処分地先に公共残土の搬入を申請し、処分料として公共残土搬入券を購入した上で処理されるものである。しかし、本工事においては、ほ場整備関連工事として処分料が無料の公共残土搬入券（以下、白券）が発行されていた。</p> <p data-bbox="236 804 823 882">この白券の申請、使用、ならびに管理に当たって、以下のような不適切な点が見られた。</p> <p data-bbox="236 900 823 978">(1)申請にあたって、発注者側の承認が確認できないものがない。</p> <p data-bbox="236 996 823 1030">(2)申請者（代表者）の押印がないものが見受けられた。</p> <p data-bbox="236 1048 823 1126">(3)使用しなかった残券について返還等の管理がなされていない。</p> <p data-bbox="236 1144 823 1223">以上、このような無料の公共残土搬入券の取り扱いについては、厳正に処理されるよう改善されたい。</p> <p data-bbox="236 1240 507 1274">（産業振興局農林土木課）</p> <p data-bbox="236 1292 564 1326">[No.8 淡河地区農道舗装工事]</p>	<p data-bbox="855 472 1222 640">無料の公共残土搬入券（以下「白券」といいます。）の取り扱いについては、今後以下のとおり行うよう改めました。</p> <p data-bbox="855 658 1222 972">（１）白券の使用に当たっては、搬入券の発行元に対して、公文書にてその事実の周知を行うとともに、請負業者からの白券の発行申請に対して、あらかじめ農林土木課で承認行為を行った上で申請させる。</p> <p data-bbox="855 990 1222 1124">（２）（１）の承認行為の際に請負業者の代表者印を押印するように指導する。</p> <p data-bbox="855 1142 1222 1310">（３）白券の管理については、未使用の白券の返還を含め、厳正に管理するように請負業者を指導する。</p> <p data-bbox="855 1379 1222 1603">なお、本件については、請負業者に対して、残券について返還等の処理を適正に行うように指導した。その結果、適正に処理されたことを確認しました。</p>	<p data-bbox="1256 517 1326 551">措置済</p>